

公 告

●香川県公告第六百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月十四日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十六年十二月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 E.S.パートナー

仲井 京子

高松市春日町一五六四番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、求職者、被用者、離職者及び雇用者に対して、相談、指導、カウンセリング及びコンサルティングに関する事業を行い、個人と組織の問題解決と成長の支援を通じて社会の福祉と発展に寄与することを目的とする。

●香川県公告第六百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月十四日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十六年十二月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

●香川県公告第六百十五号

三木 一男

綾歌郡綾南町大字畠田八〇三番地六

特定非営利活動法人日本唐手道連盟

三木 一男

綾歌郡綾南町大字畠田八〇三番地六

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

武田建設株式会社 高松市東田町一一番地一

ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーポ牟礼・ダイキ牟礼店別館 木田郡牟礼町牟礼九九四番ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 コープ牟礼・パルサンコー牟礼店別館
変更後 コープ牟礼・ダイキ牟礼店別館

4 変更年月日

平成十六年十二月十日

5 変更する理由

営業権が譲渡されたことによる大規模小売店舗の名称の変更のため

二 届出年月日

(第九一九六号)

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十六年十二月二十四日（金曜日）から平成十七年四月二十五日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年四月二十五日（月曜日）まで）に次に提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

● 香川県公告第六百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次とのおり公告する。

平成十六年十二月二十四日

香川県知事 真鍋武紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイキ牟礼店 木田郡牟礼町大字牟礼字下窪九八八番一ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 ホームセンターパルサンコ一牟礼店

変更後 ダイキ牟礼店

4 変更年月日

平成十六年十一月十日

5 変更する理由

営業権が譲渡されたことによる大規模小売店舗の名称の変更のため

二 届出年月日

平成十六年十二月十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十六年十二月二十四日（金曜日）から平成十七年四月二十五日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年四月二十五日（月曜日）まで）に次に提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地